



——「熱点」とは中国語で、今注目のホットな話題、という意味である

地方レベルでは中国初の 上海市投信協会の設立

I. 「上海市基金同業公会」の概要

2010年11月18日、上海市登録の基金管理会社（運用会社）31社（図表1）と地方登録で上海市に支店を持つ基金管理会社23社により、上海市に、国内初となる地方レベルの運用会社の自主規制機関である「上海市基金同業公会」が設立された。中国語の名称のうち、「基金」はファンドを、「同業」は業界を、「公会」は協会を指し、日本の投資信託協会の地方版に相当するものである。本稿ではこれを「上海市投信協会」（以下、協会）と呼ぶ。

18日に開催された協会の設立総会では、「上海市基金同業公会章程」と呼ばれる定款が審議・可決された。章程の内容は開示されていないが、現地報道によれば、①協会は中国運用業界の最初の地方レベルの自主規制機関であること、②協会設立後の主な業務は自主規制、業務調整、研究・コンサルティング、実地視察・トレーニング、学术交流等が想定されている模様である。

協会には理事会と監事会（監査委員会）が設けられるが、うち華安基金管理会社総裁の李勍氏が監事長に、申万巴黎基金管理会社会長の姜国芳氏が副監事長に就任することが決まっている。

II. 中国における自主規制機関の位置付け

そもそも中国における自主規制機関は、2005年10月に公布され、2006年1月1日から施行された「新証券法」¹にその設立根拠がある。

具体的に新証券法8条では、国が証券の発行及び取引活動に対し集中統一管理を実行するという前提のもと、法に従い証券業協会を設立し、その「自律的管理」を実行すると規定されている。「自律的管理」とは、中国語で「自主規制」を意味する言葉である。

同じく新証券法の第9章は、証券業協会について規定している。同法174条では、証券業協会について、①証券業の自律的組織であり社団法人であること、②証券会社は証券業協会に加入しなければならないこと、③証券業協会の意思決定機関は会員全体により構成される会員総会とする、との定義を行っている。また、新証券法176条では証券業協会の職責を規定している（図表2）。

現在の証券業協会としては、1991年8月、非営利性社会团体法人という位置付けで、「中国証券業協会」（Securities Association of China、英文略称SAC）が設立されている。現在の定款は2007年1月22日の中国証券業協会第4回会員総会で承認され、同年5月9日に民政部の認可を得ている。証券業協会の定款は、新証券法175条で、会員総会が制定し、国务院証券監督管理機構（中国証券監督管理委員会）に届出なければならないとされている。

¹ 中国の「証券法」は、1994年7月1日に初めて施行されている。その後、2004年の小規模な改正を経て、2005年10月27日、全国人民代表大会常務委員会において会社法とともに証券法の大規模な改正が行われたため、改正後の証券法を「新証券法」と呼ぶ。

図表1 上海市登録の基金管理会社31社

会社名	設立 (年/月)	登録 住所	資本金 (億元)	中国側株主	外国側株主
1 国泰 基金管理会社	1998年3月 2010年6月に合併に再編	上海	1.1	中国建銀投資証券 60 % 中国電力財務有限公司 10 %	Generali Group 30 %
2 華安 基金管理会社	1998/5/4	上海	1.5	上海電氣(集团)総公司 20 % 上海錦江国際投資管理有限公司 20 % 上海工業投資(集团)有限公司 20 % 国泰君安投資管理株式有限公司 20 % 上海国際信託有限公司 20 %	-
3 嘉実 基金管理会社	1999/3/25	上海	1.5	中誠信託投資 40 % 立信投資 30 %	Deutshce 30 %
4 富国 基金管理会社	1999/4/13	上海	1.8	海通証券 27.775 % 申銀万国証券 27.775 % 山東省国際信託 16.675 %	Bank of Montreal 27.775 %
5 銀河 基金管理会社	2002/5/14	上海	1.5	中国銀河証券有限責任公司 50 % 湖南電広伝媒株式有限公司 12.5 % 中国石油天然気集团公司 12.5 % 上海市城市建设投資開発総公司 12.5 % 北京首都機場集团公司 12.5 %	-
6 万家 基金管理会社	2002/8/23	上海	1	齊魯証券有限公司 49 % 山東省国有資産投資持株有限公司 11 % 深圳市中航投資管理有限公司 20 % 上海久事公司 20 %	-
7 華寶興業 基金管理会社	2003/2/7	上海	1.5	華寶信託投資 51 %	Societe Generale 49 %
8 国聯安 基金管理会社	2003/3/25	上海	1	国泰君安 51 %	Allianz 49 %
9 海富通 基金管理会社	2003/4/1	上海	1.5	海通 51 %	Fortis 49 %
10 長信 基金管理会社	2003/4/9	上海	1.5	武漢鋼鉄株式有限公司 16.67 % 上海海欣集团株式有限公司 34.33 % 長江証券株式有限公司 49 %	-
11 泰信 基金管理会社	2003/5/8	上海	1.5	山東省国際信託有限公司 45 % 青島国信実業公司 25 % 江蘇省投資管理有限責任公司 30 %	-
12 天治 基金管理会社	2003/5/27	上海	1.3	中国吉林森林工業集团有限責任公司 38.46 % 吉林省信託投資有限責任公司 46.16 % 吉林省国有資産經營有限責任公司 15.38 %	-
13 興業全球 基金管理会社	2003/9/30	上海	1.5	興業証券 51 %	AEGON 49 %
14 申万巴黎 基金管理会社	2003/12/15	上海	1.5	申銀万国証券 67 %	BNP Paribas 33 %
15 中海 基金管理会社	2004/3/18	上海	1.3	中海信託株式有限公司 46.923 % 國運証券株式有限公司 37.692 %	La Compagnie Financiere Edmond de Rothschild Banque 15.385 %
16 華富 基金管理会社	2004/3/19	上海	1.2	華安証券有限責任公司 49 % 安徽省信用担保集团有限公司 27 % 合肥興泰持株集团有限公司 24 %	-
17 上投摩根 基金管理会社	2004/4/12	上海	1.5	上海国際投資信託 51 %	JP Morgan 49 %
18 光大保德信 基金管理会社	2004/4/22	上海	1.6	光大証券 67 %	Prudential Financial 33 %
19 中銀 基金管理会社	2004/6/12	上海	1	中国銀行 83.5 %	BlackRock 16.5 %
20 東興 基金管理会社	2004/8/2	上海	1	東興証券有限責任公司 49 % 上海蘭生(集团)有限公司 30 % 江陰澄星実業集团有限公司 21 %	-
21 華泰柏瑞 基金管理会社	2004/11/18	上海	2	華泰証券 49 % 蘇州新区高新技术 2 %	AIG Global Investment 49 %
22 匯添富 基金管理会社	2005/1/3	上海	1	文匯新民聯合報業集团 26.5 % 東方証券株式有限公司 47 % 惠航金成持株有限責任公司 26.5 %	-
23 交銀施羅德 基金管理会社	2005/7/26	上海	2	交通銀行 65 % 中国国際コンテナ海運CIMC 5 %	Schroders Investment Management 30 %
24 信誠 基金管理会社	2005/8/22	上海	2	中信信託投資 49 % 中新蘇州工業園区創業投資 2 %	Prudential(英) 49 %
25 匯豐普信 基金管理会社	2005/10/1	上海	2	山西信託投資 51 %	HSBC 49 %
26 諾德 基金管理会社	2006/5/11	上海	1	長江証券 30 % 清華持株投資 21 %	Lord Abbett 49 %
27 金元比聯 基金管理会社	2006/11/25	上海	1.5	金元証券 51 %	KBC 49 %
28 浦銀安盛 基金管理会社	2007/7/17	上海	2	上海浦東發展銀行 51 % 上海盛融投資有限公司 10 %	AXA 39 %
29 農銀匯理 基金管理会社	2008/2/25	上海	2	農業銀行 51.67 % 中国鋁業 15 %	Crédit Agricole Asset Management 33.33 %
30 民生加銀 基金管理会社	2008/11/3	上海	2	民生銀行 60 % 山峽財務 10 %	Royal Bank of Canada 30 %
31 紐銀梅隆西部 基金管理会社	2010/7/20	上海	2	西部証券 51 %	The Bank of New York Mellon Corporation 49 %

(注) 1.2009年10月末時点の登録会社で、設立順に記載。

2.網掛けは外資系基金管理会社。

(出所) 中国証券監督管理委員会、Wind 資訊より野村資本市場研究所作成

なお、中国証券業協会は、証券会社 106 社、基金管理会社（運用会社）61 社、証券投資顧問機関 95 社、金融資産管理会社 3 社、格付け会社 5 社、ファンド評価会社 5 社、特別会員 59 社の計 334 社から構成されている（2010年11月22日時点、図表3）。

図表 2 中国証券業協会の職責

職責(新証券法第176条)	
①	会員を教育及び組織し、証券法律、行政法規を遵守させること。
②	法に従って会員の合法的権益を維持保護し、証券監督管理機構に対し会員の建議及び要求を伝達すること。
③	証券情報を収集、整理し、会員にサービスを提供すること。
④	会員が遵守すべき規則を制定し、会員単位の従業員の業務研修を手配し、会員間の業務交流を行うこと。
⑤	会員間又は会員と顧客との間において発生した証券業務に関する紛争に対し調停を行うこと。
⑥	会員を組織して証券業の発展、運営並びに関連の内容について研究を行うこと。
⑦	会員の行為を監督、検査し、法律、行政法規又は協会定款に違反する場合は、規定に従って規律処分をすること。
⑧	証券業協会定款に定めるその他の職責。

(出所) 新証券法より野村資本市場研究所作成

図表 3 中国証券業協会の会員構成

	会員数							
		証券会社	基金管理会社	証券投資顧問機関	金融資産管理会社	格付け会社	ファン評価会社	特別会員
2005年	282	116	33	86	3			44
2006年	300	113	48	92	3			44
2007年	309	106	58	92	3	4		46
2008年	323	106	61	95	3	5		53
2009年	327	106	60	95	3	5		58
2010年	334	106	61	95	3	5	5	59

(注) 2009年は2010年1月20日時点の発表を掲載。2010年は11月22日時点。

(出所) 中国証券業協会より野村資本市場研究所作成

Ⅲ. 上海における自主規制機関の動き

実は、上海の自主規制機関は上海市投信協会が初めてではない。既に上海では、銀行、保険、証券、先物の業界ごとの自主規制機関が設立されている。具体的には、1992年12月には上海市銀行同業公会が、1994年2月には上海市保険同業協会が、1997年1月には上海市証券同業公会が、2004年3月には上海市期貨(=先物)同業公会がそれぞれ設立されている(図表4)。

これらの上海市の自主規制機関は中央の自主規制機関にそれぞれ対応して設立されたものであるが²、投信業界については中央に独立した自主規制機関はなく、これまで中国証券業協会が対応してきた。一方、投信業界内には、中央に新たに独立した「中国基金協会」を設立する動きもあるようである。

中央の動きに先行して作られた上海市投信業界の設立は、既に上海の投信市場が管理資産規模で8,000億元と全国の4割を占めている現実を反映したものとも言える。今後の協会の活動が注目される。

² 中国の場合、上海だけでなく地方ごとに業界ごとの自主規制機関が設立されていることも特徴である。

図表 4 中央及び上海の自主規制団体

1. 中央レベルの自主規制機関

業界	名称	名称 (英文)	設立時期	会員数	(時点)
銀行	中国銀行業協会	China Banking Association	2000年5月	136	2010年10月末
保険	中国保険業協会	Insurance Association of China	2001年2月	180	2010年10月末
証券	中国証券業協会	Securities Association of China	1991年8月	334	2010年11月22日
先物	中国先物協会	China Futures Association	2000年12月	201	2010年6月末

2. 上海レベルの自主規制機関

業界	名称	名称 (英文)	設立時期	会員数	(時点)
銀行	上海市銀行同業公会	Shanghai Banking Association	1992年12月	139	2010年11月22日
保険	上海市保険同業協会	Shanghai Insurance Association	1994年2月	120	2010年11月22日
証券	上海市証券同業公会	Shanghai Securities Association	1997年1月	562	2010年11月10日
先物	上海市期貨同業公会	Shanghai Futures Association	2004年3月	120	2010年11月22日

(注) 上海市証券同業公会の会員には、上海登録の証券会社の支店 (182)、上海以外の地域での登録証券会社の支店 (278) が含まれる。

(出所) 各協会資料より野村資本市場研究所作成

(株)野村資本市場研究所 北京代表処 首席代表
関根 栄一